



こうつうあんぜん

交通安全ニュース



夏休み！自転車の交通ルールを守ろう！

夏休み期間中、自転車を利用する機会が増えるかと思いますが、自転車は「車両」であるため、利用するための交通ルールが法律などで決められています。

そのため、交通ルールを無視した自転車の利用については、法律などで罰せられることがあります。

また、交通事故を起こして相手方に怪我を負わせた場合、法律などで罰せられるほか、億単位の損害賠償を求められる可能性があります。

このようなことにならないためにも、自転車の交通ルールを必ず守るとともに、万が一、交通事故を起こした場合に頭部を保護するため、ヘルメットをかぶって運転しましょう。

【自転車の交通ルールの主な違反】

- ★ 二人乗り
- ★ 傘差し
- ★ 周りの音が聞こえないような大音量のイヤホン等
- ★ 信号無視
- ★ 並列走行
- ★ 携帯電話・スマートフォンの使用
- ★ 一時不停止
- ★ 無灯火
- ★ スマートフォンの使用
- ★ 大音量のイヤホン等
- ★ 右側通行



岐阜中警察署 (263-0110) ・ 岐阜南警察署 (276-0110)

岐阜北警察署 (233-0110) ・ 岐阜羽島警察署 (387-0110)

岐阜市役所 地域安全推進課 (214-4964)